ごみ行政の現状について

令和6年2月1日(木曜日)

環 境 部

目 次

1.	計	画 · · · · · · · · · · · · · · 3
2.	現	状
(1)	令和4	- 年度船橋市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況・・・・・4~6
(2)	令和4	- 年度船橋市食品ロス削減推進計画の進捗状況・・・・・・7~8
(3)	令和4	- 年度ごみ処理経費・・・・・・・・・・・・・・・9
(4)	令和4	- 年度焼却灰処理・・・・・・・・・・・・・・10
(5)	令和4	- 年度発電・・・・・・・・・・・・・・・・・11
၁	= ⊞	題12~15
٥.	沐	起・・・・・・・・・・・・・・・・・・12~15
4.	その	の他
(1)	可燃こ	ぶみ収集回数見直し関係・・・・・・・・・・・・16
(2)	他自治	合体のごみ処理関係・・・・・・・・・・・・・17~18
(3)	ごみ収	ス集ステーション関係・・・・・・・・・・・・19~20

1. 船橋市一般廃棄物の処理等に関する主な計画

(1)船橋市一般廃棄物処理基本計画(食品ロス削減推進計画を含む)(令和 4 年3月)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、今後 10 年間の船橋市内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めたもの。

(2) 令和5年度船橋市一般廃棄物処理基本計画行動計画

「船橋市一般廃棄物処理基本計画」 に基づき、各年度の事業について目標を設定したもの。

(3) 令和5年度船橋市食品ロス削減推進計画行動計画

「船橋市食品ロス削減推進計画」に基づき、各年度の事業について目標を設定したもの。

(4) 令和5年度船橋市一般廃棄物処理実施計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、船橋市一般廃棄物処理基本 計画の実施のために必要な各年度の事業について定めたもの。

(5)船橋市分別収集計画(令和4年6月)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、今後5年間の船橋市内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定めたもの。

2. 船橋市一般廃棄物の処理等に関する現状

(1)令和4年度船橋市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況

令和4年度は、4つの数値目標のうち「①総排出量」と「②1人1日あたり家庭系ごみ排出量」は目標を達成しましたが、「③リサイクル率」と「④最終処分量」は目標に達しませんでした。

表1-1:計画の数値目標と実績

数値目標項目		令和4年度	中間目標	最終目標	
数胆 日 惊块日	目標 実績 達成状況		(令和8年度)	(令和13年度)	
① 総排出量	201,551 t	194, 075 t	0	195,000 t	182,000 t
② 1人1日あたり	529.6g	507. 2 g	0	490 g	440 g
家庭系ごみ排出量	327.09	301.29)	4709	770 9
③ リサイクル率	23.3%	22.0%	×	26%	30%
④ 最終処分量	7,400 t	7, 747 t	×	6,800 t	5,900 t

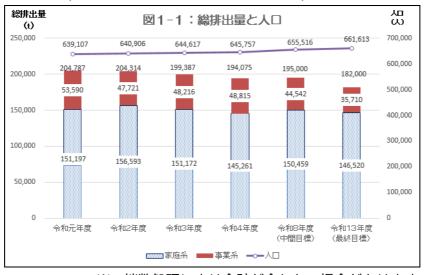
※①総排出量:以下の合計

家庭系ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)、有価物、小型家電事業系ごみ(可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、食品残渣)

- ②1人1日あたり家庭系ごみ排出量:(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ)/365日/人口
- ③リサイクル率: 資源化量/総排出量×100
- ④最終処分量:埋立量

① 総排出量

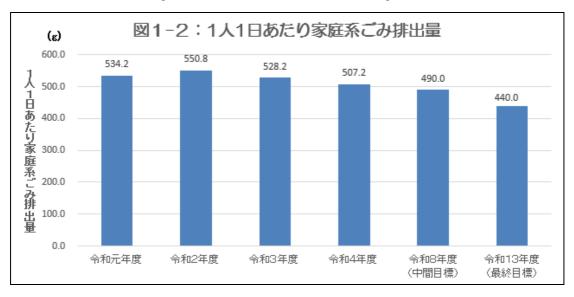
令和 4 年度は 194,075t となり、前年度と比べて 5,312t 減少しました。



※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

② 1人1日あたり家庭系ごみ排出量

令和 4 年度は 507.2g となり、前年度と比べて 21.0g 減少しました。



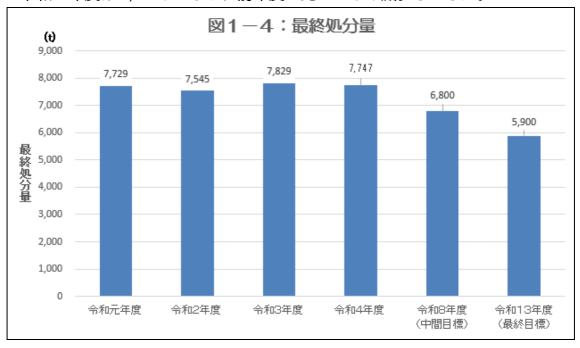
③ リサイクル率

令和4年度は22.0%となり、前年度と比べて0.8%減少しました。



④ 最終処分量

令和4年度は7,747tとなり、前年度と比べて82t減少しました。



(2) 令和4年度船橋市食品ロス削減推進計画の進捗状況

令和 4 年度は、家庭系の「①手つかず食品と食べ残しの発生量」と「②厨芥類のうち手つかず食品と食べ残しの割合」は目標を達成しました。

また、事業系の「③手つかず食品と食べ残しの発生量」は目標を達成しませんでしたが、「④厨芥類のうち手つかず食品と食べ残しの割合」は目標を達成しました。

●家庭系食品□ス

表2-1:【家庭系】計画の数値目標と実績

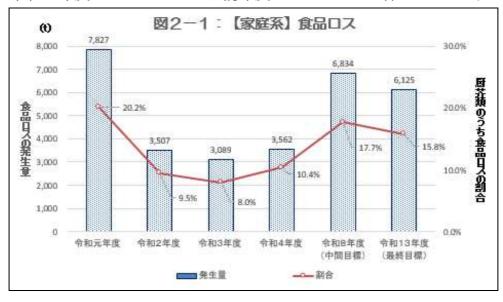
	数値目標項目		令和 4 年度			最終目標
			実績	達成状況	(令和8年度)	(令和13年度)
家	①手つかず食品と 食べ残しの発生量(t)	7,402 t	3, 562t	0	6,834t	6, 125t
家庭系	②厨芥類のうち 手つかず食品と 食べ残しの割合(%)	19.1%	10. 4%	0	17.7%	15. 8%

① 手つかず食品と食べ残しの発生量

令和4年度は3,562tとなり、前年度と比べて473t増加しました。

② 厨芥類のうち手つかず食品と食べ残しの割合

令和4年度は10.4%となり、前年度と比べて2.4%増加しました。



●事業系食品□ス

表2-2: 【事業系】計画の数値目標と実績

	粉店日堙頂日		令和4年	麦	中間目標	最終目標
数値目標項目		目標	実績	達成状況	(令和8年度)	(令和13年度)
	③手つかず食品と	7 011+	0 520+	×	7, 385t	6,851t
事	食べ残しの発生量(t)	7,811t 8,530t		^	7, 3031	0,0511
事業系※	④厨芥類のうち					
**	手つかず食品と	47.9%	47.1%	0	45.3%	42. 1%
	食べ残しの割合(%)					

[※]事業系の食品ロス発生量は、事業系ごみ組成調査を実施している他市の調査実績を参考 に算出しています。

③ 手つかず食品と食べ残しの発生量

令和 4 年度は 8,530t となり、前年度と比べて 1,360t 減少しました。

④ 厨芥類のうち手つかず食品と食べ残しの割合

令和4年度は47.1%となり、前年度と比べて4.2%減少しました。



(3) 令和4年度ごみ処理経費

令和4年度のごみ処理(収集運搬、中間処理、最終処分)に掛かった経費は、約79億7千万円でした。なお、令和4年度の市民1人あたりの経費は12,340円となりました。



ごみ処理経費は、(公社)全国都市清掃会議が公表した「廃棄物処理事業原価計算の手引」を参考に、市独自の算定基準により算出してきましたが、令和3年度包括外部監査において、市独自の算定基準を採用するのであれば、それを明文化することが求められました。

一方、環境省では一般廃棄物処理事業のコスト分析手法を示した「一般廃棄物会計基準(以下「国基準」という。)」を公表しており、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」等では、ごみ焼却施設を新設する場合には、国基準の導入を要件化しました。

このようなことから、<u>令和 4 年度からは国基準によりごみ処理経費を算出する</u>ことといたしました。なお、今後数年間は、過年度との比較等のため、新旧算定基準により算出します。

※令和4年度旧基準:ごみ処理経費76.07億円、市民1人あたり経費11,780円

(4) 令和4年度焼却灰処理

令和4年度に発生した焼却灰は約1万8千tであり、3箇所の最終処分場と、3箇所の中間処理施設へ搬出しました。

表4-1:最終処分場

No	搬出先	場所	搬出量	残余容量
No.	加又山兀	一 物 門	(t)	(m³)
1	グリーンフィル小坂㈱	秋田県鹿角郡小坂町	4, 052	1, 099, 993
2	ジークライト㈱	山形県米沢市	2, 964	2, 054, 000
3	新井総合施設㈱	千葉県君津市	11	326, 397

表4-2:中間処理施設

No.	搬出先	場所	搬出量(t)
1	中央電気工業㈱	茨城県鹿嶋市	7, 915
2	八戸セメント(株)	青森県八戸市	2, 562
3	ツネイシカムテックス㈱	埼玉県大里郡寄居町	353

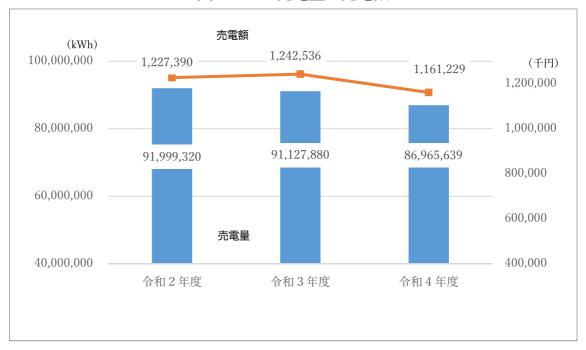
(5) 令和4年度発電

令和 4 年度の発電量は約 108,645 千 kWh、売電量は約 86,966 千 kWh、売電額は約 11 億 6 千万円でした。

表5-1:発電関係

施設	発電量(kWh)	売電量(kWh)	売電額(円)
北部清掃工場	50, 644, 210	40, 154, 503	558, 022, 770
南部清掃工場	58, 001, 090	46, 811, 136	603, 206, 545
合 計	108, 645, 300	86, 965, 639	1, 161, 229, 315

図5-1:売電量と売電額



※環境省発行「日本の廃棄物処理(令和3年度版)」には、エネルギー回収(ご み処理量当たりの発電電力量)の取組の上位10施設が紹介されています。そ の中で、南部清掃工場が7位、北部清掃工場が8位とされています。

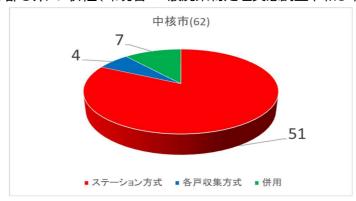
3. 主な課題

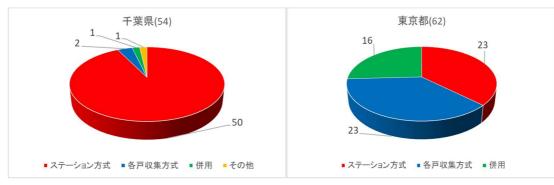
(1)家庭系可燃ごみの戸別収集

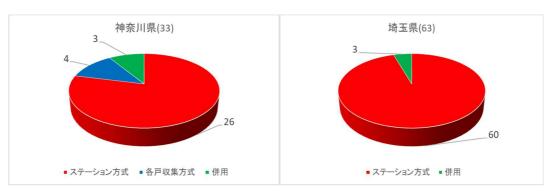
①効果と課題

戸別収集により、排出者責任が明確化され、ごみ分別の徹底や減量意識の促進、 ごみ排出やごみ収集ステーション管理の負担軽減、事業系ごみの家庭系ごみへの 流入や処理不適物の流入防止等の効果が期待できる一方、プライバシーの問題が 指摘されるほか、収集時間の増加による収集運搬経費の増加等が懸念されます。

②中核市及び1都3県の取組(環境省「一般廃棄物処理実態調査令和3年度調査結果」より)







③高齢者等のごみ出し支援

千葉県内の15市町村は、家庭系可燃ごみを自宅からごみ収集ステーションへ排出する等の事業を実施しています。

千葉県内実施市町村(「一般廃棄物に係る千葉県調査令和3年度実績」より)

No.	市町村	実施年月日
1	千葉市	平成 26 年 2 月 1 日
2	市川市	令和2年6月1日
3	船橋市	平成 30 年 10 月 1 日
4	松戸市	平成 16 年 6 月 7 日
5	野田市	平成 16 年 7 月 20 日
6	習志野市	平成 15 年 8 月 15 日
7	柏市	令和2年10月1日
8	流山市	平成 24 年 4 月 1 日
9	我孫子市	平成 15 年 2 月
10	鎌ケ谷市	令和2年10月1日
11	浦安市*	令和2年3月1日
12	四街道市	平成 23 年 4 月 1 日
13	香取市	平成 27 年 4 月 1 日
14	芝山町	平成 27 年 4 月 1 日
15	長生村	令和3年4月1日

※「浦安市」は戸別収集を実施

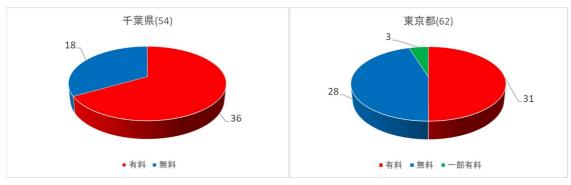
(2)家庭系可燃ごみの有料化

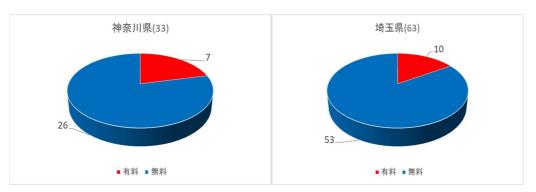
①国の方針

平成 28 年 1 月 21 日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 第 1 項」の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正され、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである」との記載が追加されました。

②中核市及び1都3県の取組(環境省「一般廃棄物処理実態調査令和3年度調査結果」より)







(3)プラスチック類

容器包装プラスチックの分別収集と処理について検討しましたが、多額の設備投資や運営維持管理費が必要になるにも関わらず温室効果ガスの削減効果は小さい結果となりました。国、県、近隣市等の動向を注視し、検討を進めています。

(4)使用済み紙おむつ

高齢化に伴い消費量が年々増加している使用済み紙おむつの分別収集と処理について検討しましたが、資源化の手法が限られていることや、全国的にも事例が少ないことから、引き続き検討するとしました。環境省が策定した「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」等を参考に、事業者への聞き取り等を進めています。

(5)小型充電式電池

小型充電式電池は市で収集しないごみでありますが、不燃ごみとして廃棄されたことが原因による施設での発火事故や、可燃ごみとして廃棄されたことが原因による塵芥車の発火事故が発生しています。昨年末には、東京二十三区事務組合の粗大ごみ破砕処理施設がリチウムイオン電池が原因とみられる火災により処理が滞るといった事態が大きく報道されており、分別処理の必要性が高まっています。

(6)ごみ処理施設の大規模改修

令和5年度版将来財政推計では、大規模事業「清掃工場等大規模改修事業」として、西浦資源リサイクル施設と北部清掃工場のプラント設備改修費用を、耐用年数15年を満了した後の16年目と17年目の2カ年に計上しています。また、令和16年度以降には、南部清掃工場のプラント設備改修も予定しています。

(7)焼却灰搬出先

令和5年度より、新たに最終処分場1箇所と中間処理施設1箇所への搬出を追加しました。搬出先の確保に向けて情報収集に努めています。

4. その他

(1) 可燃ごみ収集回数見直し関係

平成30年10月に、可燃ごみの収集回数を週3回から2回に見直しました。

表1-1:可燃ごみ収集量

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収集量(t)	116, 881	114, 646	113, 671	116, 182	112, 427	108, 728
常住人口*(人)	631, 973	635, 947	639, 107	642,907	644, 617	645, 757
日数(日)	365	365	366	365	365	365
1日1人あたり収	E07	40.4	407	405	470	461
集量(g/人・日)	507	494	486	495	478	461

※各年度10月1日時点

表1-2:雑がみ収集量

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収集量(t)	117.50	475.14	812.64	940.03	1,030.29	1, 147. 25

(2) 他自治体のごみ処理関係

①八千代市

八千代市清掃センターの焼却炉3炉のうち1炉が故障し、八千代市から本市へ協力 要請があり、本市はこれに協力することとしました。

≪市議会報告≫令和5年7月11日

・ごみ種別:可燃ごみ

· 処理期間: 令和5年7月12日~令和5年8月31日

· 処理施設: 船橋市北部清掃工場

· 処 理 量: 968 t

≪状況≫処理実績は976.78t。

②浦安市

浦安市クリーンセンターの不燃・粗大ごみ処理施設内で火災が発生し、不燃・粗大 ごみの処理機能が停止しており、浦安市から本市へ協力要請があり、本市はこれに協力することとしました。

≪市議会報告≫令和5年7月26日

・ごみ種別:不燃ごみ、粗大ごみ

・処理期間:令和5年7月28日~令和6年3月31日

・処理施設:船橋市西浦資源リサイクル施設(不燃ごみ、粗大ごみ)

船橋市北部清掃工場(粗大ごみ)

・処 理 量:688t (不燃ごみ:258t、粗大ごみ:430t)

≪状況≫不燃ごみ約45 t、粗大ごみ約56 t処理済。処理継続中。

③館山市

館山市清掃センターの大規模修繕工事に伴い、館山市から本市へ協力要請があり、 本市はこれに協力することとしました。

≪市議会報告≫令和5年9月7日

・ごみ種別: 可燃ごみ

· 処理期間: 令和5年9月19日~令和5年12月22日

· 処理施設:船橋市北部清掃工場

·処理量:1,000t

≪状況≫処理実績は712.67t。

④市川市

市川市クリーンセンターにおいて不具合が発生し、焼却炉が停止しており、市川市から本市へ協力要請があり、本市はこれに協力することとしました。

≪市議会報告≫令和5年10月31日

・ごみ種別: 可燃ごみ

· 処理期間: 令和5年11月1日~令和5年12月23日

・処理施設:船橋市北部清掃工場 及び 船橋市南部清掃工場

·処理量:1,250t

≪状況≫処理実績は329.78t。

(3) ごみ収集ステーション関係

①現状

令和 5 年 4 月 1 日現在、市内には 20,651 か所にごみ収集ステーションが設置されており、近年は宅地開発やマンション等共同住宅建設に伴い、毎年500か所程度増加しています。

ごみ収集ステーションの維持管理については、「船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」や「船橋市ごみ収集ステーション設置要綱」により、使用者が相互に協力して、または共同住宅等の管理者が行うよう定めていますが、ごみ収集ステーションをめぐる様々な課題に対しては、必要に応じて使用者や管理者と市が連携して課題解決に取り組んでいます。

なお、可燃ごみの収集時間は、北部地域が昼間、南部地域が夜間となっていますが、これは市街地の著しい交通渋滞を避け収集作業の効率化を図るため、昭和43年度に湊町地区から夜間収集を始めたもので、その後順次拡大し、平成元年度の南部清掃工場本稼働に伴い南部地域のすべてを夜間収集としたものです。

【ごみ収集ステーション数の推移】

※各年度4月1日現在

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18, 504	19, 197	19, 747	20, 145	20, 651
(前年度差)	693	550	398	506

【ごみ収集ステーション管理用具貸与数】

貸与品	11 月貸与	2月貸与予定
ごみ散乱防止ネット(小)2m×3m	133	86
ごみ散乱防止ネット(大)3m×4m	368	136
ほうき・ちりとりセット	397	165

【可燃ごみ収集開始時間】

北部地域 : 午前8時30分

(大穴北、大穴町、大穴南、大神保町、金杉の一部、金杉台、金杉町の一部、金堀町、楠が山町、車方町、高野台、小野田町、小室町、古和釜町、咲が丘、芝山の一部、神保町、鈴身町、高根台、滝台、滝台町、田喜野井、坪井町、坪井西、坪井東、豊富町、七林町、習志野、習志野台、西習志野、二宮、飯山満町の一部、二和西、二和東、前原西の一部、前原東の一部、馬込町の一部、松が丘、丸山、三咲、三咲町、南三咲の一部、みやぎ台、三山、八木が谷、八木が谷町、薬円台、薬園台町)

南部地域 : 午後7時30分

(旭町、東町、市場、印内、印内町、海神、海神町、海神町西、海神町東、海神町南、葛飾町、金杉の一部、金杉町の一部、上山町、北本町、行田、行田町、古作、米ヶ崎町、栄町、芝山の一部、新高根、駿河台、高瀬町、高根町、中野木、夏見、夏見台、夏見町、西浦、西船、飯山満町の一部、浜町、東中山、東船橋、日の出、藤原、二子町、本郷町、本町、前貝塚町、前原西の一部、前原東の一部、馬込町の一部、馬込西、緑台、湊町、南海神、南本町、南三咲の一部、宮本、本中山、山手、山野町、若松)

②課題

- ○ごみの分別不良
- ○収集日以外のごみ排出
- Oレジ袋等、指定袋以外でのごみ排出
- ○ごみ収集ステーションへの不法投棄、事業系ごみの排出
- ○外国人住民への対応
- 〇カラス被害
- ○不燃ごみや有価物の持ち去り
- ○ごみ収集ステーションの維持管理に非協力的な人への対応
- ○1つのごみ収集ステーションの使用者増加に伴う管理問題
- ○可燃ごみ夜間収集地区のごみ出し時間にごみが出せない

【参考】

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例 第13条第2項 ごみ収集ステーションを使用する者は、相互に協力して、常に当該ごみ収集 ステーションを清潔に保つよう努めなければならない。

船橋市ごみ収集ステーション設置要綱 第7条

ごみ収集ステーションは使用者又は管理者の責任において維持管理及び環境 整備に努めるものとする。